

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月15日に訂正し、申立期間②における標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月6日から同年5月1日まで
② 昭和40年3月15日から同年4月16日まで

私は、昭和36年3月6日にA社本店に入社したにもかかわらず、資格取得年月日が同年5月1日になっている。

また、昭和40年3月15日にA社本店から同社B支店へ転勤になったが、資格取得年月日が同年4月16日になっている。

申立期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録、事業主からの回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年3月15日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和40年4月のオンラインの記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行した否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、A社から提出された社員名簿録により、申立人が昭和36年3月6日から勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同期入社であると証言している元同僚が保管する厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した年月日は昭和36年5月1日と記載されている。

また、申立人と同じく昭和36年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚4人のうち3人は、同年3月又は同年4月から勤務していたとしている上、うち2人は、臨時社員の期間を経て正社員となったと証言していることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和59年3月21日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月21日から同年10月1日まで
私は、昭和59年3月から同年9月までA社B事業所に勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が抜けている。厚生年金基金の加入員証もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金提出の基金加入期間に係る回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、昭和59年3月21日から同年9月30日までA社B事業所に勤務していることが確認できる上、事業主は、厚生年金保険料と厚生年金基金の保険料は一緒に控除する取扱いをしていたと回答していることから、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C企業年金基金の回答から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない。仮に事業主から

申立人に係る被保険者の資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得、喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 3 月から同年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年9月30日まで
私は平成4年5月から同年9月までA社で勤務したが、社会保険庁(当時)の記録では、この期間の標準報酬月額が20万円となっており、在職当時の給与と大きく異なっている。
当時は、40万円から50万円ぐらいの給与をもらっていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から同年8月までは53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日(平成4年10月4日)の後の同年12月3日付けで、同年5月から同年8月までの期間について、20万円に遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本から取締役となっていたことが確認できるところ、「私を取締役にする話は聞いたが了承した覚えは無く、遡^{そきゅう}及訂正に関しては知らなかった。」と述べているほか、他の役員2人は申立人が総務及び経理関係の担当ではなかったと証言していることから、申立人が当該標準報酬月額に係る訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められないので、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を平成6年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月21日から同年4月1日まで

平成6年3月21日付けでB社からA社に出向したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が同年4月1日になっており、申立期間についての記録が確認できなかった。

申立期間はA社で正社員として働いており、保険料も引かれていた。平成6年分の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所が保管している申立人に係る社員名簿（労働者名簿）及び申立人が提出した平成6年分給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し（平成6年3月21日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人が提出した平成6年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、申立期間を含む12か月分の申立人の標準報酬月額等から推計した社会保険料の金額とおおむね一致している。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における社会保険事務所（当時）の平成6年4月の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したか否かについては、関係資料が残っていないため不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ16万5,000円、19万円、18万円及び18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、16万5,000円、19万円、18万円及び18万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ5万円及び15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、18年7月27日及び同年12月27日において、5万円及び15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から同年 5 月まで
会社を退職した直後の昭和 47 年 2 月に A 市役所で国民年金加入の手続を行ったが、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。
また、保険料の納付は自分と妻はしていないが、同居していた両親に渡していた生活費の中から、両親が納付組織の方に毎月妻の分と一緒に納付していたと思う。組織の名称は「B」と記憶しており、申立期間における妻の保険料は納付済みとなっていることから、自分の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者台帳（紙名簿）によれば、国民年金資格取得欄に「取得 52・2・1 新再の別(新)」の記載があり、申立期間は国民年金未加入期間で保険料を納付することはできない上、同台帳の納付記録欄にも、昭和 52 年 2 月より前は斜線が引かれており保険料を納付したことを示す記載は無い。

また、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 2 月ごろ払い出されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳は無いと述べており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、父親は既に亡くなっており、母親からも事情が聴取できない状況にあり、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月から 39 年 7 月 20 日まで
申立期間は、「A社」に勤めていた。

昭和 35 年に発生した災害の時に、会社で崩れた製品の後片付け作業をした記憶があるので、申立期間について勤務していたことは間違いがない。

当時、健康保険証も渡されており、昭和 39 年に退職した時、失業保険給付を受けたので厚生年金保険料も給与から控除されていたはずである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の証言から、申立人が「A社」（B社から社名変更）における厚生年金保険資格取得日である昭和 39 年 7 月 20 日以前から同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「自分の給与は日給で月にまとめて支給された。」と述べているところ、当時の申立人の上司及び労務関係事務を担当していた職員は、「申立人は女子工員で日給だった。日給の職員の健康保険は日雇健康保険だった。」と証言している上、当時の管理職で事業主により衛生管理者に選任されていた職員は、「女子工員は日雇健康保険で厚生年金保険には加入させず、半年ごとの契約更新だった。女子工員を厚生年金保険に加入させたのは昭和 38 年から 40 年ごろのことでそれ以前は対象外だった。」と証言している。

さらに、申立期間における「A社」及び「B社」の健康保険厚生年金保

険被保険者名簿及び原票に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1223 (事案 26 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から33年3月まで
私と一緒に昭和28年5月ごろにA社B事業所に入社したCさんが、同事業所で29年6月から厚生年金保険に加入している。
保険料納付を証明する給与明細書は提出できないが、同僚に記録があって私に記録が無いのはおかしい。
申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会は、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、社会保険事務所(当時)で保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和33年4月1日となっており、当該事業所が適用事業所となった26年7月1日から申立人の資格取得日までの間を確認しても、申立人の氏名は見当たらないこと、同期入社的女性が本店に異動した後、「会社に掛け合い厚生年金保険に加入させてもらった。」と話しており、当該事業所がすべての従業員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないことが推認できることなどを主な判断理由として、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対して平成20年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、同期入社した女性 of 厚生年金保険被保険者としての加入記録があるので自分の記録もあるはずだと主張するが、当該記録については当委員会において既に審議済みであり、委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情とは認められない。

さらに、申立人は、今回もう一人の同僚として同期入社した男性職員がいたと述べているところ、当該男性職員のA社における資格取得日は、昭和32年4月1日であることが確認でき、当該事業所が従業員ごとに異なった厚生年金保険の取扱いをしていたことが推認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月ごろから 51 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 5 月ごろから 51 年 3 月 31 日まで A 区にある B 社に勤務していた。従業員は社長の兄が経営していた C 区にある D 社に出向いて仕事をすることもあった。

入社した時には社会保険完備とのことで、退職時には健康保険証を返却した記憶もある。当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所として確認できないとのことだけで、申立期間の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 区に B 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は無く、C 区にある B 社の回答から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 12 月 1 日からであり、適用事業所となる前の申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料の控除はしていないと回答している。

また、B 社の事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が同僚として挙げた姓の被保険者も確認できない。

さらに、雇用保険についても、当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

加えて、A 区及び C 区に D 社という名称の適用事業所も無い。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。